

令和3年7月5日

治山林道課長

「週休2日制モデル工事」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、土木部では令和3年3月16日及び令和3年5月21日で土木部長から通知されています。

林業振興・環境部においても、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

記

1 対象工事

高知県林業振興・環境部の発注する森林土木工事とする。

ただし、災害復旧事業及び応急復旧工事はモデル工事の対象外とする。

2 工期について

治山林道事業留意事項（令和3年7月1日一部改正）における改定後の標準工事日数を適用する場合については、標準工事日数の延長は行わないものとする。

3 その他

「週休2日制モデル工事」実施要領第2条第2項及び第5条第3項のなお書並びに第7条第2項の規定は適用しない。

4 適用日

令和3年8月1日以降に積算する工事とする。

ただし、令和3年7月以降に積算した工事で既に契約している工事及び契約準備の工事であっても、受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。